

我が国の核セキュリティ対策の強化について

平成24年3月21日

原子力委員会決定

原子力委員会は、本日、原子力防護専門部会から「我が国の核セキュリティ対策の強化について」と題する報告書を受領した。この報告書は、同専門部会がIAEA（国際原子力機関）核セキュリティ・シリーズ文書の最上位文書である基本文書（案）を参考に昨年9月にとりまとめた「核セキュリティの確保に対する基本的考え方」と題する報告書に続いて、IAEAが基本文書に次ぐものと位置づけている3つの勧告文書（2011年1月発行）で勧告されている核セキュリティ確保に関する様々な項目を我が国政府と許可事業者による核セキュリティ確保の取組に反映させる基本的方針、及び、昨年3月に発生した福島第一原子力発電所事故で認識された原子力発電所等の核セキュリティ上の課題への対応の在り方をとりまとめたものである。

同報告書は、特に、個人の信頼性確認については、その導入に向けて具体的な制度設計の議論を開始すべきこと及び福島第一原子力発電所事故を踏まえた対応を速やかに進めるべきこと、また、核セキュリティの確保に責任を有する各組織及び各組織に属する個人は、核セキュリティ文化、すなわち、各自が果たすべき責任を認識し、継続的に核セキュリティ対策の見直しと改善とに取り組む風土を涵養すべきこと、そして、立入制限、持込制限といった措置を伴う核セキュリティ対策の効果的・効率的な実施のためには国民の理解と協力が不可欠であること、さらに、我が国が国際社会の一員として、核セキュリティ対策の強化とともに、核セキュリティ対策に関する国際貢献にも取り組む必要があることを述べている。

当委員会は、同報告書の内容は妥当と判断し、規制行政機関、治安当局をはじめとする関係行政機関及び許可事業者に対し、同報告書の内容を尊重して、相互の連携強化の重要性に十分留意する一方、国民の理解と協力を得つつ、核セキュリティ対策を着実に強化していくことを求める。

なお、本委員会の所掌してきた核セキュリティに関する事務は新たに発足する原子力規制庁に移管される。そこで、今後、同庁が同報告書の内容を踏まえて関係行政機関等が核セキュリティに関する取組を適切に進めていることを適宜に確認するとともに、必要に応じ、同報告書の見直しを行っていくことを、本委員会は期待する。